全国保証株式会社　住まいる　いちばんネクストＶ（ファイブ）

２０２５年４月１日現在

１．商品名	・住まいる いちばんネクストＶ（ファイブ） （当金庫所定の審査により、Ａ～Ｅの５つのコースから決定します）
２．ご利用いただける方	(1) 当金庫の地区内に居住されている方、又は地区内の事業所に勤務されている方 (2) 年収１００万円以上で安定継続している方 (3) 年収別に全国保証株式会社の定める返済負担比率の範囲内の方 (4) 全国保証株式会社の保証を受けられる方 (5) 原則として団体信用生命保険に加入出来る方 (6) ＬＧＢＴ等同性パートナーの方
３．勤続年数	雇用形態　　勤続（営業）年数 医師・弁護士・公認会計士・税理士（勤務・自営問わず）　１年以上 正社員（一般）　１年以上 契約社員・嘱託社員・派遣社員　２年以上（※） （※）ペアローンの取扱いにおいて、ペアローンの相手の方が雇用形態別の勤続（営業）年数を満たす場合は勤続年数１年以上でお申込可能です。 正社員（親族会社）・法人役員　１年以上、かつ、通年決算２期以上 自営業者　通年決算２期以上 年金受給者　受給実績あり
４．お使いみち	(1) 土地および住宅の購入、住宅の新築、リフォーム、借換資金（土地資金のみの借換は対象外です） (2) 自己居住用住宅の住み替えに要する資金 (3) 住宅用発電設備および省エネ設備、オプションとして購入する設備等にかかる資金 (4) 諸費用
５．ご融資金額	・１００万円以上２億円以下（１万円単位） （全国保証株式会社で定める担保評価額の２００％以内）
６．ご融資期間	・２年以上５０年以内 ・完済時年齢の上限

団体信用生命保険種類	申込時年齢および実行時年齢	完済時年齢
一般団信	満２０歳以上　満４０歳未満	満８５歳未満
	満４０歳以上　満６５歳未満	満８０歳未満
３大疾病団信＋ ３大就業不能団信	満２０歳以上　満５０歳未満	満７５歳未満
団信不加入	満２０歳以上　満６５歳未満	満８０歳未満

さ わ や か 信 用 金 庫

７．ご融資利率	(1) 固定金利特約型 （毎月、２年・５年・１０年の特約期間ごとに決定します。） (2) 変動金利型　当金庫住宅ローンプライムレート▲年１．６５０％ （毎年４・１０月の１日に適用利率を見直し、６月・１２月の約定日の翌日より適用となります。） ※債務返済支援保険付の場合は上記利率に０．１％上乗せとなります。
８．ご返済方法	・毎月均等返済（元利・元金） ・年２回のボーナス返済併用は融資元金の５０%以内（正社員（一般）の方のみ） ・お借入れ当初の１年以内の元金据置可能
９．保証人	・全国保証株式会社が保証しますので、原則として保証人は必要ありません。
１０．担保	・融資対象物件に第１順位の抵当権を設定していただきます。
１１．火災保険	・お客様ご自身で火災保険にご加入いただきます。 なお、一部のお取扱いについて、火災保険に質権を設定することがあります。
１２．団体信用生命保険料	・一般団体信用生命保険の保険料は当金庫が負担させて頂きます。 ・３大疾病団信＋３大就業不能団信にご加入の際は、ご融資利率に＋０．３％上乗せとなります。 ・夫婦連生団信（連帯債務者の夫婦を対象します）にご加入の際は、ご融資利率に＋０．３％上乗せとなります。
１３．保証料	・一括支払 (融資金額１００万円、融資期間２０年の場合) 通常保証料　超過保証料（※） Ａコース　６，６３２円　２８，４２３円 Ｂコース　１１，３６９円　４２，６３５円 Ｃコース　１４，２１１円　７１，０５９円 ４２，６３５円（お借換の場合） Ｄコース　１９，８９６円　９９，４８２円 Ｅコース　２８，４２３円　１２７，９０６円 （※）…全国保証株式会社の担保評価額を超過したご融資額に対する保証料
１４．手数料	(1) 全国保証株式会社事務手数料・・・・・・・・・５５，０００円 (2) 当金庫保証付住宅ローン事務取扱手数料・・・５５，０００円 (3) 当金庫不動産担保事務取扱手数料　①または②が必要となります。 ①対象物件が東京都・神奈川県の場合・・・・５５，０００円 ②対象物件が上記①以外の場合・・・・・・・６６，０００円 ※上記の料金には消費税（１０％）が含まれています。
１５．苦情処理・紛争解決措置	苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部（９時～１７時、フリーダイヤル：０１２０－３０８－７７０、電話：０３－３７４２－０６２１）にお申し出ください。

	紛争解決措置：東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申出ください。なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です。 また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）がございます。 ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。